

島根県文化財保護審議会

日 時 令和6年8月5日（月）

13：30～15：30

場 所 サンラポーむらくも 祥雲の間

○事務局 委員の皆様には、お忙しいところ、また、暑さが厳しいところ、本日の会議に御出席いただきまして、大変ありがとうございます。また、日頃から島根県の文化財行政に対しましては、格別の御支援と御協力を賜り、大変厚くお礼申し上げます。

この審議会につきましては、今年の1月に委員改選を行いまして、新たに3名の委員をお迎えすることになり、また、昨年度から引き続き就任を賜りますことになりました委員の皆様、皆さんには大変快くお引き受けいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、お手元の次第にありますとおり、最近の動向、それから今年度の事業などのほか、昨年度来からの議題などなど様々、今回は各分野といたしますか、広い分野にわたって御審議いただくことになろうかと思っております。ぜひ、様々な視点から御意見、御指導賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 本審議会ですが、今年1月に委員の改選があり、本日は改選後初めての審議会でございます。新たに御就任いただきました3名の委員の方々につきまして、御紹介をさせていただきます。

お一人目は、東京大学名誉教授の佐藤委員でございます。佐藤委員は、書跡典籍、古文書・歴史資料が御専門でございます。

お二人目、広島大学大学院人間社会科学研究科准教授の多田羅委員でございます。多田羅委員は、絵画・工芸品が御専門でございます。

お三方目は、島根県東部地区の地元有識者の方で、文化財の映像制作などを手がけていらっしゃる株式会社メディアスコープの取締役専務の中村委員でございます。

佐藤委員、多田羅委員、中村委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日でございますが、中田委員、岩城委員はオンラインで御出席いただいております。また、林委員、近藤委員、中島委員、永島委員の4名は御都合により御欠席でございます。

続いて、本日は改選後初の審議会でございますので、審議会の会長と副会長を選任していただく必要がございます。

島根県文化財保護審議会条例第6条において、会長及び副会長は委員の互選により定め
ることとされております。どなたか、会長の御推薦をお願いしたいと思いますが、いかが
でしょうか。

○委員 本日新しく委員になられました、国の文化審議会会長もされておられました佐藤
先生をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 御承認いただける皆様には挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○事務局 挙手全員でございます。それでは、御承認いただきましたので、佐藤委員を会
長とさせていただきたいと思います。

続いて、副会長はいかがいたしましょうか。

○委員 在任期間の長い金澤委員をお願いするのはいかがでしょうか。

○事務局 ただいま副会長に金澤委員との推薦がございましたが、いかがでしょうか。御
承認いただける皆様は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○事務局 挙手全員でございます。

それでは、御承認いただきましたので、金澤委員を副会長とさせていただきたいと思
います。

それでは、会長を佐藤委員、副会長を金澤委員に決定いたします。お二人から御挨拶を
頂戴したいと思います。

○会長 ただいま会長を仰せつかりました佐藤信でございます。島根県には、これまでい
ろいろと、私、日本古代史を専攻しておりますけれども、その関係もあって、いろいろと
関係があってお世話になってまいりましたが、このたびは文化財保護審議会の委員を拝命
しまして、これからぜひ、島根県が歴史文化を大事にする県であるということは前から承
知しておりますけれども、さらにそれをいい方向に持っていってくださるようお手伝いし
たいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。リモートの先生方もどう
ぞよろしく願いいたします。

○副会長 同じく、副会長に選んでいただきました広島工業大学の金澤と申します。建築
学を専攻しております。多分8年ぐらいかな、8年ぐらいになると思いますけども、島根
県の文化財のことはある程度把握しているつもりでありますので、どうぞよろしく願い
いたします。

○事務局 それでは、ここで、島根県文化財保護審議会条例第10条に基づきまして、審議会の運営につきまして、会長より御発言がございます。

○会長 それでは、この審議会はコロナ禍となりまして以降、これまでも会場とオンラインとの併用で開催してまいりましたが、本日の会議も対面とオンラインの出席により会議を運営することということでよろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただくということで、よろしく願いいたします。

○事務局 本日の会議ですが、対面での出席が9名、オンラインでの出席が、現在のところ2名、合計11名の出席者となっております。委員16名中、2分の1以上が御出席ですので、島根県文化財保護審議会条例第7条により、会議が成立していることを御報告いたします。

次に、会議の公開、会議資料及び会議記録の公開について確認させていただきます。

本日の会議は、島根県情報公開条例第34条に基づき、非公開部分を除き、公開としております。会議記録につきましては、発言者の個人名は記載しないこととし、公開前に委員の皆様の内容の確認をいただいた上で県のホームページで公開させていただきます。

それでは、今後の進行につきましては、島根県文化財保護審議会条例の定めるところにより、会長が議長となり議事を進めることとされておりますので、よろしく願いいたします。

○会長 それでは、私のほうで議長を務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思っております。

議事次第を御覧いただきますと、本日は、議事としまして、まず、報告事項が6件ございます。そして、6番目の県指定の候補につきましては、個人または法人等の財産に関する情報を含んでおりますので、また、公開することによって率直な意見交換や意思の決定の中立性が損なわれるおそれがあるということで、よって、非公開とすることが適当と思われまます。

それで、お諮りしたいんですけれども、これらの案件を非公開とすることについて、賛成の委員は挙手をお願いしたいと思います。

〔賛成者挙手〕

○会長 ありがとうございます。全員挙手ということでございました。

それでは、全員の賛成を得ましたので、これらの案件につきましては非公開とすること

にしたいと思います。

現在、傍聴者、報道関係者の方がおられるということでございますが、非公開部分につきましては、御退席いただきますということで、ぜひ御了承いただきたいと思います。

それでは、初めに、議事の中の公開の議事になります。

まず、報告事項の中の1番目の文化財指定等の最近の動向についてということで、

(1)、(2)、(3)につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 1番、文化財指定等の最近の動向について、御説明いたします。

こちらは、前回の保護審議会以降、新たに文化財の指定、登録等がなされた文化財につきましての御報告になります。時間の関係上、かいつまんで御説明をいたします。

まず、1つ目、国登録有形文化財、建造物、中原家住宅になります。登録有形文化財は、指定ではないものの、文化財としての価値が高く、保存・活用のための措置が特に必要とされるものについて登録する制度でございます。こちら中原家住宅につきましては、昨年の11月に国の文化審議会において答申がありまして、今年の3月に登録されました。資料の(3)番の特徴というところがございますように、江の川の東岸の集落にある旧家の屋敷になります。母屋と道具蔵の間に建つ門及び塀というものは、旧家にふさわしい屋敷構えであるということで、登録に至っております。

次に、(2)番、国登録有形民俗文化財、島根半島沿岸及び宍道湖・中海の漁撈用具ということで、こちらも登録に至っております。今年の1月に、同じく国の文化審議会において答申がありまして、今年3月に登録をされました。

資料2ページ目に移ります。こちらは島根半島沿岸部、いわゆる外海に当たる部分、そして、宍道湖、中海という内海に当たる部分、双方の漁撈具がまとまって残されているところが大変特色になっておりまして、出雲地方における生業の実態とともに、日本の汽水域の漁撈の在り方を考える上で注目する資料群ということで、登録されております。

次に、(3)番、選定保存技術、玉鋼製造(たたら吹き)及びその保持者、堀尾薫氏です。こちらは、先月になりますけれども、7月19日の国の文化審議会において答申がありました。この選定保存技術は、文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術や技能で保存の措置を講ずる必要があるものについて選定をするという制度になっております。この玉鋼製造(たたら吹き)ですけれども、昭和の52年に選定保存技術に選定されておりましたが、今年6月にその保持者の逝去によりまして、選定が解除されておりました。今回、改めて選定するとともに、堀尾氏、堀尾薫さんを新たにその保持者として認定

をするものになります。

報告は以上になります。

○会長 国の登録有形文化財について、建造物と有形民俗文化財ですね、それから選定保存技術の選定について御報告がありました。

以上につきまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか、よろしいでしょうか。国の登録あるいは選定になったということで、結構なことだと思います。よろしいでしょうか。

それでは、早速なんですけど、次の議題に移っていきたいというふうに思います。

議事の2番のところ、令和6年度の文化財事業についてということでありまして、(1)から(6)までをまとめて事務局から説明をしていただき、それについて、後で御質問、御意見をいただきたいと思います。

では、事務局、お願いいたします。

○事務局 引き続きまして、2番、令和6年度文化財事業について、事務局より御説明いたします。

まず、(1)番、歴史遺産保存整備事業につきまして、この事業は主に国の指定文化財、県の指定文化財等の保存修理を中心とした事業になります。こちら、本年度も例年並みの予算規模で実施をしているところでございます。

①番としまして、まず、国指定文化財修理費等助成ということで上げております。こちらは、県内の国指定文化財の保存・活用のために、保存修理、防災施設整備、災害復旧、活用・伝承等の事業に対する助成をしております。そして、②番が県定文化財の保存修理費等助成です。この①番、②番の助成対象につきましては、5ページ、次のページに一覧を表として掲げておりますので、また御参考ください。そのほか、③番、国指定文化財の管理費の助成及び④番、埋蔵文化財の調査費の助成についても例年のとおり実施する予定としております。

歴史遺産保存整備事業については以上になります。

○事務局 未来に引き継ぐ石見銀山保全事業について、資料6ページ、7ページで御説明させていただきます。

この事業につきましては、平成19年に世界遺産に登録されました大田市にあります石見銀山の保全を適切に行って将来に継承していくということで、大きく3つの柱で事業を行っております。調査研究、保存整備、情報発信、この大きく3つの柱の内容をまとめた

ものが6ページでございます。

まず、1つ目の調査研究について、①でございます。予算2,100万円余でございますが、大きく2つの研究を行っておりまして、基礎調査研究、それと、そこで得られました成果を基にテーマを設定して行うテーマ別研究ということで、毎年度行っております。詳細につきましては、こちらに書いた内容のとおりでございます。

続いて、保存整備については、②番でございます。こちらは大田市が管理する、もしくは大田市内におられます個人の方が所有しておられる史跡等を保存修理する際に、県が一部補助を行って整備を進める、さらには落石対策事業ということで、県や市が行う工事の経費をこの事業で実施しておりまして、約5,300万円余の事業規模でございます。今年度行う事業につきましては、②番のポツで記載しましたところで具体的に上げております。あと、もう一つ、この世界遺産保存整備事業の中で、6ページの一番下でございますが、拠点施設の管理運営の支援ということで、大田市が設置、運営しております石見銀山世界遺産センターの管理運営経費の半分を県が交付金で補助をしております。

最後、情報発信でございます。資料は7ページになります。この石見銀山の調査研究で得られた成果を幅広く一般の方に知っていただく、この価値や魅力を広報していくということで、③に掲げておりますが、約1,000万円余で、企画展ですとか学校への出前講座、講演会、動画作成、パネル展といった内容のものを今年度行う予定にしております。今後、令和9年に向けて、9年には世界遺産登録20周年、石見銀山発見500年の節目の年になりますので、そこに向けて、この世界遺産事業を今後も着実に進めていきたいと考えております。

○事務局 続きまして、島根の歴史文化活用推進事業について御説明を申し上げます。資料の8ページから10ページに当たります。

この事業ですけれども、島根の歴史文化についての研究と情報発信、それから他県と連携した取組の、この3つから構成されております。

①島根の歴史文化研究ですけれども、基礎研究とテーマ研究から成り立っておりまして、このうち、今年度から新規に取り組んでおりますのが、基礎研究の祭礼行事、国庫補助事業島根県民俗芸能調査でございます。この事業は、本年度から3か年をかけまして、島根県内にあります無形民俗文化財のうち民俗芸能を対象としまして、現況調査と、かつて昭和63年に調査を行っておるんですけれども、その後の追跡調査を含めた内容で取り組んでおります。本保護審の笹原委員にも入っていただきまして、現在調査に取り組んでいる

ところでございます。それから、テーマ研究では、今年度から新たに「環日本海の考古学的研究」と「平安中期の国制と山陰地域」のこの2つのテーマ研究を新たに立ち上げたところでございます。

それから、②島根の歴史文化を活用した情報発信ですけれども、今年度が、島根県の松江市、出雲市にあります大型古墳が、国の史跡指定を受けて100年という大きな節目に当たっております。この節目に合わせて、県、松江市、出雲市で連携して情報発信に取り組んでおりまして、古代文化センターでも、9ページに掲げております講座、シンポジウムにおいて、大型古墳を一つの統一したテーマとして掲げて、講座、シンポジウムの情報を発信しているところです。また、ウの古代文化探訪ツアーも島根の古墳を探訪していただけるようなツアーを企画しております。

また、③他県と連携した取組も、島根県を含めた8県による共同調査研究を進めておりまして、こちらも「古墳時代の中央と地域」をテーマに研究集会と講演会を開催することとしております。テーマ研究につきましては、3か年研究を行いまして、その後、古代出雲歴史博物館でその成果を発表するというスケジュールで取り組んでおります。10ページに、36から41が現在取り組んでおります研究事業として、その後、博物館で展示をするというスケジュールで進めております。以上です。

○事務局 埋蔵文化財調査センター事業と古代文化の郷“出雲”調査事業について御説明いたします。まず、11ページ、埋蔵文化財調査センター事業を御説明いたします。こちら、3本立てで事業を行っております。①が、埋蔵文化財発掘調査事業ということで、県内各地で発掘調査を行っております。これにつきましては、大半は開発に伴う発掘調査事業を5億7,000万ほどの事業費で、県内各地で行っております。

12ページを御覧ください。今年の発掘調査地を落としたもの、地図を載せておりますけれども、今年は4本の発掘調査を行っております。まず、大橋川改修事業に伴いまして、朝酌地区で朝酌矢田Ⅱ遺跡、これは小面積の調査ですけれども、8月から9月において実施に着手したところでございます。

それから、同じく大橋川改修事業ですけれども、白瀉地区、松江大橋の南詰めのところを発掘調査しております。11ページ、写真を載せておりますけれども、中世末期から江戸時代にかけての松江の成り立ちを知り得る城下町遺跡の調査を継続的に行っております。屋敷跡等が現在見つかったところでございます。

それから、3番目としまして、江の川改修事業に伴いまして、江津市の船津遺跡という

ところを発掘調査しております。これは、昨年、その前の年と続けて行っているものでして、これまでに石見焼の窯と作業場、それから近世のたたら調査を行いまして、現在、そのたたらの下層の発掘調査を行っております。中世の墓地、それから、いわゆる野だたらという製鉄遺構を調査しているところです。この後、その下層にある縄文時代、弥生時代の包含層の調査を行う予定としております。

それから、最後、浜田道4車線化事業については浜田道の4車線化に伴いまして、邑南町の市木というところの郷路橋遺跡の発掘調査を行っております。小面積ではございますけれども、江戸時代の大鍛冶場に伴う遺構、遺物等の調査を現在進めているところでございます。

それから、開発に伴う試掘確認調査につきましては、主に益田市内で、益田田万川道路、益田西道路という高速道路関係の試掘調査、分布調査等を行っております。

11ページ目に戻りまして、2番目の管理運営事業でございますけれども、これは、これまで出てきた発掘調査の成果、出土品ですとか写真等の管理を行っておりますが、現在、過去のアナログデータのデジタル化を鋭意進めているところでございます。それから、ウのほう、過去に出土しました木製品、金属製品の未処理のものが多量にたまっておりますので、これを継続的に保存処理を行っております。

それから、③番目のいにしへの島根学習事業でございますが、こちらは、発掘調査成果の情報発信を、現地説明会、講座・講演会等で行っております。それから、もう一つ、イですけれども、小・中学校、特別支援学校を対象としました出前授業「心に残る文化財子ども塾」を、県内、今年は28校を予定しております。現在ほぼ終わっているところでございます。

以上が埋蔵文化財調査センター事業になります。

続きまして、13ページ、(5)番、古代文化の郷“出雲”調査事業でございます。こちら、①番に掲げております史跡出雲国府跡の発掘調査を継続的に調査、行っています。これはもう昭和40年代から行っている事業でございますが、現在、第3期の発掘調査を、平成27年度から継続的に行っております。②番の、この第3期の発掘調査の目的でございますが、政庁域、いわゆる国府の中核地域の施設配置とその変遷を把握するために行っているところです。これは将来的な出雲国府の整備・活用のための基礎資料を得ることを目的としています。今年度の発掘調査ですけれども、正殿の脇の溝や、それから築地塀があるかどうか、政庁域における遮蔽物、要は区画があるかどうかについて、そちらに示して

おる赤のところから100平米ほどを、条件の整ったところを調査する予定としております。

○事務局 資料は14ページ、15ページになります。現在の古代出雲歴史博物館の状況ですが、今年度4月から6月にかけて、約4万7,000人の方に来ていただいております。7月は1万4,000人弱の方に来ていただいております、この数字は昨年度と同じぐらいの人数になっております。夏場、少し暑くなってくると、人が暑過ぎて歩いてないというような状況もあります。涼みに来てくださいとSNSで言っております。入館者数はそんなに変化はないです。が、団体が少なく、小さいグループ、あるいは個人客が多くなっております。広報活動もそういうところに向けて、今やっている状況であります。

次に、展示に関してです。企画展は古代文化センターが行ったテーマ研究を展示するということになっております。今年度、3本予定しています。

1本目は、昨年度の3月22日から5月19日まで行いました「誕生、隠岐国」で、隠岐に関する展覧会を開催しました。対象時代は古墳時代後期から奈良時代を中心に、中央集権国家づくりが行われている頃で、隠岐地域の展示品を中心としました。隠岐の特徴があります、都へ大量の海産物を供給していたというようなことも示しました。古文書や考古資料が多くなる場所ですが、民俗資料なども展示しました。来館者のアンケートでは、80%の方から内容的によかったということで評価をいただいております。

次に、現在開催しております「荒神谷発見！―出雲の弥生文化―」で、出雲市斐川町にある荒神谷遺跡から358本の銅剣が発見されまして、40年を迎えます。日本中から、出雲が注目されました。その40年を記念しまして、荒神谷遺跡、ひいては出雲の弥生文化というものをもう一度見直そうということで、最新の研究成果をもとに暮らしやものづくり、他地域との交流などを考古資料物から表すような展示にしております。

3本目が、秋の展覧会としまして、「山陰の戦乱―月山富田城の時代―」で、山陰地域の戦国時代というのはどういう時代であったのかというようなことを甲冑、武具、あるいは出土品、古文書等から表していく予定です。現在、展示資料作成を行っている最中でございます。

古代出雲歴史博物館は休館に入ります。期間は来年の4月から1年半ほどを予定しております。内容は、特定天井の耐震改修を中央ロビー、エントランスホールで行います。その休館に合わせて、空調設備等の長寿命化、オーバーホールしていくことを計画し

ております。あわせて、展示も一部変えていく計画をしております。神話シアターの天井改修にあわせて機器の更新、あるいは多言語化した映像に変える計画をしております。そのほか、展示室も、学校団体が使いやすいようにするために変えていく、あるいは出雲、隠岐、石見等の祭りや神楽について展示するようなスペースをつくる計画で準備をしております。

次の15枚目の、令和5年度の入館者数は資料のとおりでございます。以上でございます。

○会長 ただいま令和6年度の文化財事業について、(1)から(6)まで多岐にわたる事業について御説明をいただきました。まとめて御報告受けたので、消化するのが大変かもしれませんが、御質問、御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

例えば、私から御質問なんですけれども、石見銀山の事業の中で、こちら、訪ねてくださる方というのは増えているんでしょうか、あるいは外国の方が増えたとかいうことはないんでしょうか。

○事務局 石見銀山世界遺産センターに来られるお客様につきましては、コロナ禍で大きく落ち込みまして、その後、昨年度コロナが明けて、徐々に戻りつつある状況にはありまして、まだ完全にコロナ前まで戻り切っておりませんが、右肩上がりです。あわせて、インバウンドで石見銀山を訪れる外国の方も増えてると聞いております。

○会長 今年、うれしいことに佐渡金山も世界遺産に登録されましたので、それと相乗効果で石見銀山にも訪れてくださるといいなと思っているんですけども、何か連携みたいなことはあんまりなさってないでしょうか。

○事務局 昨年度までの研究で、資料でいきますと6ページのところに世界遺産総合調査研究事業という、①でございますが、そのこのイのテーマ別調査研究事業というところで、鉱山比較としまして、令和6年から10年度、今、今年度から新しいテーマ研究始まっておりますけど、昨年度までの研究の中で、国内の鉱山比較ということで、佐渡とも連携しながら研究させていただいて、さらには、今年、秋に石見銀山世界遺産センターで企画展を今、検討を進めておりますが、資料7ページでございますけれども、7ページの上のアの企画展、今、仮としておりますが、石見銀山と佐渡金銀山といったテーマで秋に企画展を開催したり、また、パネルを作成して、石見と佐渡の比較などが分かるパネル展もしたいと考えております。

○会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。じゃあ、お願いします。

○委員 さらっとした質問なんですが、報告の中で、8月に特化した行事というのがよく読み取れなかったのですが、今、夏休みになって、こうした市民に還元する中で、子供たちに対して、夏休みだから何かしようみたいな特別な行事などは、6施設あるうちのどこかでもいいんですけども、何かありますか。

また、こうも暑いので、何かほかに工夫している点とかあったら教えてもらいたい。大学側も小・中学生、高校生相手に何かいろいろしないといけないので、もしよかったら、こんなことしているというのが教えていただけたら助かります。

○事務局 古代出雲歴史博物館ですけれども、今、ちょうど展覧会やっておりますので、それに合わせた関連のイベントを開催、今回は拓本を取ってみようみたいなところですね、うちわを作ってみようというようなことをやっております。そのほかに、夏休み子供文化財教室みたいなものを、石膏銅鐸をするようなものを計画しております、やはり夏休みですので、人数限られるんですけども、募集すると、やっぱりいっぱいになるというような状況であります。

○事務局 実は昨日、埋文センターでも小学生向けにいにしえ倶楽部、夏休みスペシャルというのをやっております、その中で、古代の、古墳時代の鏡を作ってみようということで、定員40名程に対して80名以上の申込みがあつて、残念ながら、一部の方しか入っていただけなかったんですけども、そういった体験イベントを実施して、今日、実はNHKでも報道されたと思いますけども、そういった取組を行っているところでございます。

○委員 何か、やっぱり物を作るという体験がいいわけですね、ありがとうございます。

○事務局 そうですね、喜ばれます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 石見銀山については、大変丁寧にも事業をされていて、今後も継続していただきたいんですが、当然、御承知というか、十分に考えていらっしゃると思いますが、佐渡金山は金で、こちらは銀ということになるんですが、島根県はもう一つ、産出量はそれほど多くないものの、やっぱり銅も出ているので、銅山というのは津和野にありますし、ほかにも県内には銅山ありますので、別子とか東北の銅山に比べると産銅量は少ないけれども、鉱物資源という点では銅も出していたということはとっても重要だと思うので、石見銀山の事業と絡めながら、銅にも目を向けていただけるといいんじゃないかなと思いま

す。

もう一つ質問なんですけど、古代出雲歴史博物館、休館されて、施設整備をされるというのは、もう20年たつので当然だと思うんですが、私が聞き漏らしたのかもしれないんですが、学校関係の方が使いやすいように何か工夫をされるという御説明があったと思うのですが、具体的にはどういうことをされるんでしょうか。その点をお聞かせいただければと思います。

○事務局 今、常設展では、トピックスあるいは文化という個別の展示物が多くて、歴史の大きい流れとか、あるいはかぼっと古墳時代の説明がないとか、そういう、少し途切れたような展示になっておまして、それを教科書で習うような流れにしながら、出雲の中をそれに落とし込んでいこうというようなことを考えております。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

ただいまのお話は、古代出雲歴史博物館のお話は、休館している間にそういう形で展示についても新しいものをつくろうということだと思うんですが、休館中に何かそれを補うような発信をなさるといふ予定はあるんでしょうか。

○事務局 博物館では、体験工房という体験ができる工房はそのまま使うという予定にしておまして、学校関係が来られた場合、体験活動はできると。展示が見れないんですけども、少しガイダンスと体験はできるようにしていきたいと思っておりますし、あと、博物の学芸員が普段ちょっとやりにくい、出て行って授業をすとか、あるいは学校だけじゃなくて公民館などの社会教育施設にもそうやって積極的に出ていこうと今考えております。

○会長 ぜひ強力に発信していただければと思います。

ほかによろしいでしょうか。御質問、御意見、よろしいでしょうか。

それでは、この令和6年度の文化財事業につきまして、取りあえず締めたいと思います。

続きまして、3番の島根県指定無形民俗文化財の構成員変更についてでございます。先ほどと同様に、質問は全て説明が終わった後でお受けしたいと思っております。

(1)と(2)とございますので、それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 3番、島根県指定無形民俗文化財の構成員変更について御説明、御報告いたします。

島根県では、県指定の無形民俗文化財につきましては、その担い手であり構成員の

方に変更、特に追加があった場合に、専門委員の方に実際に御覧をいただきまして、必要な技量を持っていらっしゃるかどうかの確認をした上で構成員の追加、そして証明書を交付するというやり方を取っております。今回、2件、追加の要望の連絡がこちらにありましたので、確認を行ってまいりました。

資料16ページですけれども、こちらが1つ目、見々久神楽になります。こちらは出雲市の見々久に保存保持者会があります神楽ですけれども、寛政年間に出雲大社周辺の末社の神主によって伝えられたものとされております。②番の構成員の異動状況に書きましたように、今回、新たに14名の追加の要望がありましたので確認に行ってまいりました。このうち、当日都合がつかずに10名の確認ということになりましたけれども、構成員に必要な演技や演奏の技術を十分に取得されておまして、構成員として追加したいと考えております。

そして、もう一件目が、1ページ飛ばしていただきまして、18ページになります。こちらは、浜田市にあります有福神楽になります。こちらも沿革は江戸時代に遡りまして、明和年間に神職が氏子と共に舞い始めたことがその始まりと伝わっておる神楽になります。こちら、今回、構成員9名を新たに追加したいということで確認してまいりました。この9名の方々につきましては、見々久神楽と同様に、今回新たに構成員として追加したいと考えております。

○会長 この調査に当たっては、文化財保護審議会の委員が専門的に御参加だったと聞いておりますので、専門的なお立場から御意見をお述べいただきたいと思っております。

○委員 今回対象になりました2つの神楽になりますが、くしくもといいますか、一つは見々久神楽、こちらは出雲地方の神楽でして、それからもう一つ、有福神楽というのは、いわゆる石見神楽で、島根県を代表するって言ったらなんですけども、出雲と石見の神楽、1つずつということでした。

見々久神楽につきましては、先ほど事務局からの説明にもありましたように、具体的、実際に経験してる方が多かったので、キャリアにして5年から、長い人は30年以上ということなので、実際の演技というか、神楽を演じる技術に関しては不安なく、安心して見ていただける状態でした。ですので、構成員としては問題ないだろうという判断をさせていただきました。

この見々久神楽ですが、今回の構成員のこととはちょっと別件になるんですが、伺った際に神楽面を見せていただきまして、これ、大分傷みが実は出ておまして、この見々久

神楽の神楽面というのは、（神楽道具貸出業を行っていた）林木屋さんが貸出し業をやめたときに縁あって購入したものなんですね。この林木屋さんの神楽道具の貸出しというのは、地域的に見ても出雲地方の神楽の盛んだったことを表すようですし、全国的に見ても、明治時代になって、神楽が神職から氏子の手に移ったということで、非常に面白い資料なんですね。ですので、ちょっと傷みがかなりひどかったので、民間のファンドなんかもいろいろあるので、何かそういうファンドを事務局で見つければ、見々久神楽さんにちょっとこういったものもあるけど、修繕考えたらどうかみたいなことをちょっと言っただけでいいかなという感じがしました。非常に面白い資料なので、ちょっと気に留めていただきたいと思います。

それから、有福神楽ですが、こちらのほうは子供神楽というものをやっております、そこから上がった子供たちの多くが大人たちに混じって神楽をやっているという状況があって、その伝承について組織的にやっているということで、実際に神楽の経験年数もかなりたっているのです、先ほどの見々久神楽同様、特に神楽の技術に関しては心配なく安心して見ていられるという印象を受けたので、構成員としては問題なかろうという気がいたします。ただ、いかんせんちょっと若いので、ちょっと幼い感じがしてしまうんですけど、これは続けていけばだんだん大人になっていくので、気にするほどの問題ではないと考えられました。

そんなことで、両方の神楽とも構成員として十分な技量を持っているという判断させていただきました。以上です。

○会長 それでは、ただいまの島根県指定の無形民俗文化財の構成員変更について、御質問、御意見ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、今、委員からお話のあった、見々久神楽の神楽面がちょっと傷みが激しいので、何とかいろんな形での修繕といたしましょうか、補修ができないかという件についてはいかがでしょうか。

○事務局 神楽面につきましては、今回の確認に併せて面も確認をしたことで状態がはっきりしましたので、民間のファンドももちろんございますし、指定文化財ということで、県の補助なども視野に、また検討していきたいと考えます。

○会長 よろしく願いいたします。

もう1点なんです、私、この今日の17ページを見てみると、見々久神楽の構成員の追加については、14名の方が要望をしてたけれども、当日4名の方が不参加だったので、

10名の追加に今回はとどまるということなのですが、この残りの4名の方というのはどういう扱いになるのでしょうか。例えば、来年また申請が来るとか、そういうことがあり得るのでしょうか。それとも、しばらく間が空くと思っていいのでしょうか。

○事務局 ちょっとタイミング的な話にはなるんですけども、保存会側の日程の調整などもつきましたら、その折には確認をしたいと考えています。

○会長 ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

4番目、旧海軍大社基地関連施設群につきまして、これは私どもの先輩の文化財保護審議会からもいろんな要望を県にお出ししたというふうに聞いておりますけれども、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 報告事項4、旧海軍大社基地関連施設群について御説明いたします。

資料は20ページからになります。

この件については、令和5年度の審議会で、出雲児童相談所の移転建設事業に係り、当該地の主滑走路跡地の保存について、委員の皆様から様々な御意見を頂戴しているところです。初めての委員の方もいらっしゃいますので、概要、経緯等について簡単に説明いたします。

(1) 概要、旧海軍大社基地関連施設群については、第二次世界大戦末の1945年に設営され爆撃機が配備されておりました。主滑走路跡はコンクリート舗装部分で、幅60メートル、延長1,500メートルの規模で、滑走路周辺には飛行機を隠す掩体壕や魚雷や爆弾の保管庫などが周辺の山腹に現在も残されております。

20ページの図に主滑走路跡の現況図を載せております。出雲児童相談所移転建設予定地は、主滑走路跡の東側の端にあり、赤枠でキャプションと場所を囲っております。図面を御覧いただきますと分かりますように、戦後、国有地から払い下げられ、この主滑走路跡は様々な用途で活用されているところです。西側の赤く囲った民間造成地とある場所が令和3年に払い下げられた場所であり、保存要望等がある中で、宅地造成が行われ、既に宅地として活用されておりますが、西側の端の一部を、出雲市で平和学習に活用するため、東側にありました出雲市有地と昨年度3月末に交換が終わっておるところです。

(2) の出雲児童相談所移転建設について説明します。令和4年度に当該地へ移転建設が決定され、資料にありますスケジュールで、令和9年度の供用開始に向けて現在進められているところです。この出雲児童相談所移転建設に係り、昨年度12月25日に開催し

ました前回の審議会において、出席委員の皆様から要望2点をいただいております。

資料2 1 ページの上のほうにも載せております。1点目が、主滑走路跡のコンクリート舗装を可能な限り現状保存するよう関係各課と協議を行うこと。2点目が、今後、近代遺跡の保存に向けて積極的に取り組むことの2つであります。このいただきました御意見を、事務局としては真摯に受け止め、今後の審議会において適宜状況については説明したいと思っております。

次に、(4) 対応等について説明いたします。令和5年の審議会の終了後、12月から令和6年2月にかけて、現地のボーリング調査、地質調査が実施されました。実施に当たっては、県と出雲市の文化財担当者が立ち会い、ボーリング調査地点、計8か所全てで主滑走路跡のコンクリート舗装が地下に残っていることが確認されました。この結果から、建設予定地内全域の地下に主滑走路跡のコンクリート舗装が残存していると判断されました。この地質調査結果を踏まえて、今年度から実施設計が開始されるに当たり、関係各課と協議を実施しております。委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、主滑走路跡のコンクリート舗装が事業予定地の地下全面に残っており、実施設計に当たっては、可能な範囲で現状保存できるよう配慮すること、そして、現状保存できない箇所については記録保存目的の調査を行いたいので、その実施にあたっては、工期や工程の検討の中に組み込んでもらうよう依頼したところです。

対応等の②の実実施設計の検討概要については、現在、建築部分、建物の内部の検討が先行しておりまして、地下に関わる部分についての具体的な検討は秋以降になると聞いております。このため、今回の資料では3点ほど片括弧で記載しておりますが、これについては、2)に記載しておりますが、あくまで現段階で把握した実施設計の検討状況ですので御留意ください。建築部分については、地質調査の結果、地盤が砂地で非常に軟弱な地盤であることが判明しており、建物を建設するためには地盤改良が必要であり、地下のコンクリート舗装を現状保存することは困難な状況と聞いておるところです。そして、下に図面も載せておりますが、東側のグラウンドや駐車場部分については地下の配管や周辺のフェンスの基礎を設置する必要があり、その部分については現状保存することは困難と聞いております。また、一番東側の駐車場については、周辺部の排水施設等の状況によっては、雨水をためておくような施設としての機能を持たせることも考えないといけないということでありまして、そうであれば、現状より一段低くする可能性もあるということですが、具体的な検討は今後行うと聞いております。いずれにしろ、何らかの工法で地下のコンク

リート舗装が現状保存可能であれば、検討していただくよう依頼しているところです。

最後に、今後の対応等について、これまで説明してきましたように、可能な限り地下のコンクリート舗装が残るように引き続き求めてまいります。年内には実施設計がほぼ固まりまして、現状保存できる範囲、できない範囲が固まる見込みですので、現状保存できない範囲については、令和7年度に記録保存目的の調査を実施する予定としております。また、主滑走路跡東端にある駐車場付近については、解説板等を設置するなどの対応を担当部局と調整を進めていく予定としております。

前回の審議会以降の状況については以上のとおりです。今後も引き続き報告させていただきたいと考えております。

それでは、資料22ページに近代遺跡の調査について説明します。①の経緯から⑤の調査対象とする遺跡と時期については令和4年度以降説明しているとおりの内容となります。令和7年度までの予定で現在調査を進めておるところです。

⑥の令和5年度実施の調査概要を表にまとめております。鉱山、エネルギー産業、重工業、軽工業について令和5年度については実施しており、現段階で630件の情報提供がありました。ただし、近世のたたら遺跡や近世の窯業跡は、近代よりもう一段階前のものや、時期がなかなか特定できないものも含まれており、これだけ多くの数になっています。

今年度は、資料23ページにありますように、交通・運輸・通信業、商業・金融業、農林水産業、社会の分野を対象に現在進めております。この近代遺跡の調査についても、皆様からの御要望が昨年度ありましたように、今後も引き続きしっかりと進めていき、この場で報告させていただきます。

○会長 こちらの審議会でもこれまで要望して、旧海軍大社基地のコンクリート滑走路についての可能な限りの保存をお願いするというので要望を出してきたという経緯がございますけれども、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見ございませんでしょうか。

○委員 昨年度来、前回の委員会でもいろいろ御質問させていただいて、真摯に対応していただいているとは思いますが、質問がございまして、21ページのところなんです、主要滑走路の主滑走路跡のコンクリート舗装は全域で確認されているわけですね、全域で残存していると。しかしながら、建築部分、それからグラウンド、それから駐車場も含めて、現状保存することは大変困難だということなんです、今後の対応として、現状保

存できない範囲と書いてあるんですけど、これ、逆に、現状保存できる範囲というのはどれくらいあるんでしょうか。今の御説明聞いた限りだと、ほとんどこれ、現状保存できないのかなというふうにも聞こえたんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○会長 いかがでしょうか。

○事務局 図面でいいますと西側、左側の建物の部分で、今聞いてるところでは地盤改良が必要なところと聞いております。この部分が大体6割程度とっています。グラウンドについては配管とか周辺のフェンス部分は、どうしても地下に影響があると聞いております。駐車場部分につきましては、まだ今後の検討ですけど、先ほど言いましたように、雨水処理でどうしても何らかの必要が生じた場合は一段下げて、ためておくようなところになり得ると今聞いております。今のところでは、グラウンド部分と駐車場部分はある程度残るとは思っていますが。その雨水処理の関係で駐車場が分からないという状況です。これについては秋以降、具体的な検討があるということですので、その中でこちらも詰めさせてもらおうと思っています。

○委員 それと、本来は少しでもたくさん保存できればいいかと思うんですが、実際、もう建築されることが決まってしまうので、できる限りしか無理だと思うのですが、やっぱりちょっと残念だなと思います。工事の工法上、やむを得ないとはいえ、本当にごく僅かしか残らないんだなと、そこが大変残念に思っております。

もう一つは、これと関わってなんですけど、前回の委員会でも、私、申し上げたと思うんですけど、私は前近代史、近世史なので、全く専門外なのですがね、当然、この遺跡に係る調査というのはしていただくのは大切で、されているかとは思いますが、あわせて、私なんかの素人から見ても非常に気になるというか、この遺跡が歴史的に位置づける上で大切だなと思うのは、1945年の3月から着工しているという、ほぼ本土爆撃が始まっているときに、なお爆撃機の基地を山陰側に造って、一体どこを爆撃するつもりだったのかなとか、それから、特攻兵器を置いて、一体どこで立ち向かうつもりだったのかなとか、どうしてここに基地が選定されて、なお爆撃機の基地を造ろうとしていたのかという、その背景がとても気になります。

既に御調査されているとは思いますが、ここの保存が当面大切な問題なんですけど、あわせて、今後、ここを活用できる余地は大変少ないかもしれないけれども、今申し上げたようなことを併せて押さえておかないと、保存した意味も分からないし、今後これを残していくということがなかなか難しいかと思っておりますので、その点について、ぜひとも進めて

いただきたいんですが、現状で何かそういう、ここに基地が造られた背景は調査研究されているのでしょうか。

○事務局 調査研究につきましては、保存要望団体の方も調査して、それに基づいて御要望いただいていますし、地元の出雲市で、総合調査事業が、昨年度に指導委員会、外部の専門家の委員会さんによる委員会を設置されまして、今年度から、主滑走路跡も、その周辺の関連施設も含めた遺跡や、関連資料等々も含めて総合調査を始められております。県からも出かけて、お手伝いまではいかないですけど、いろいろと勉強させてもらいながら進めているというところなんです。県は、先ほど言いましたように、県内の近代遺跡全体をまずは把握しようというところを進めておりますので、いずれしっかりとした、何らかの成果は出てくると思います。

ちなみに当時の文献等ですと、ここから沖縄方面に飛び立って、何回か出撃しているという資料が残っております。

○委員 ありがとうございます。

すみません、長々と申し訳ないんですが、もう1点ございまして、近代遺跡の調査という、22ページに関わることなんですが、今回の大社基地の問題を踏まえて、県で県内に残る近代遺跡のまず調査ですね、保存に向けた調査をしていただいているということで、これは今回の大社基地の問題が一つ、そういう契機になったという点ではよかったなと思っておりますが、人手の問題もあるのでね、まずは、これをしっかりとやっていただくというのが大切だと思うのですが、今回の大社基地の問題というのは、やっぱりつまるところ、文化財保存の対象として、近代というのをどういうふうに考えるのかということに尽きると思うんですね。たまたま大社基地の問題が起きたのですが、やっぱり国も含めて、文化財というものを、ある年限は切っておられますけれども、しかしながら、私のように近世史をやっている人間からすると、例えば近世文書の保存というものをしっかりとしないといけないと考え出したのは戦後すぐですので、1950年代ですね。つまり、近世が終わってから100年もたっていない時期に、近世文書というものをしっかりと保存していかないと、今後散逸してしまうということが背景にあったわけなんですね。

そうすると、今回遺跡なんですけど、当然近代文書というものも膨大に残っているわけで、私が調査行くところも、近世文書だけじゃなくて、近代文書も膨大に残っていることが多いんです。そうしたときに、やっぱり近代文書というのを今後どういうふう文化財の対象として考えていかれるのかという、それは、単に文化財的価値というのがなかなか難

しいですけれども、ある年限が来たら文化財にするのではなくて、今の段階から、近代の文化財を今後、県としてどういうふうに考えていかれるのかという方針を決めていただいて、それを踏まえて、例えば文書については今はすぐ手当てはできないけれども、まずは保存していくという手だてを打つことが大切なんじゃないかなと思います。それは、私たちの列島で、これほどたくさんの文献資料が残っているのは、社会集団がとても強かったからなわけで、残念ながら、今、急激にその社会集団が弱っている、弱体化しているわけなので、近代文書というのは、前近代から連続している社会集団であれば、ある程度残っていくと思うんですが、近代になって、近代社会の必要性からできた社会集団、例えば具体的に言うと、労働組合とかなんですけれども、そういったところは今どんどん弱体化しているので、資料は恐るべきスピードで散逸しています。そうしたときに、確かに人手の問題はあるとは思いますが、今の段階から、そういった近代文書も視野に入れて、今後、島根県の文化財行政をどう発展させていくのかという、もう少し大きく言うと、近代を担当する、近代史を担当される学芸員や文化財行政に関わる方というのが今後必要なのではないかなと思います。

特に島根のように、古代とか中世が非常に魅力あるという、魅力あるという言い方はよくないんですけども、資料がたくさん残って、豊富なところは、どうしても、そちらに光が当たりがちなんですけど、この近代というものをどういうふうに文化財として考えていくのかは、古代、中世が非常に光が当たっている地域であっても、大切なこと、むしろ近代がおざなりになりがちなような気がするので、今回のことを踏まえて、ぜひこの近代の文化財について、それも国の基準がどうかではなくて、県としてどういうふう近代文化財に向き合っていくのかということもぜひとも考えていただきたいなというふうに思います。これは全く意見でございますので、特に御回答いただかなくても構いません。長々と失礼しました。

○会長 大社基地の問題と、それから、近代の文化財を、文化遺産というものをどう考えていくかということをもうちょっとしっかり、遺跡、史跡だけでなく、文書等も含めてどう考えていくかということはこの機会にしっかりと踏まえる必要があるという御意見とと思いました。

今、ちょうど23ページに近代遺跡の調査についての委員会に、この会の委員も御参加のようですが、何か御説明か御意見ございませんでしょうか。

○委員 ちょうど主に昨年度から調査に入っている中で、昨年度は一番この戦争遺産をど

うするかということがあったと思います。私の建造物の分野でも、近代の建物をどうやって残していくか、木造の建物を残していくというのは分かるんですが、RC造の建物にどこに価値を見いだすかというのは、これは学会の中でもまだ議論されていることでありますし、何をどう残していくのかというのは議論されていくことですので、島根県含め、そうした先駆的なところがどうやって残していくのかという一つの事例になっていくのかなとは思っています。回答になってないかもしれませんが、感想です。

○会長 今、2つのことがあって、大社基地の問題と近代文化財をどうするかという問題で、今、近代文化財についてのお話でございました。

ほかに御意見ありませんか。

○委員 今、委員がおっしゃったことは本当にそうだなと思うこともたくさんございまして、私どもも今、観光庁の事業で、地域のブランディングといいますか、地域の高付加価値化事業に取り組んでいるところです。これまで先人たちが、先人、人も含めてなんですが、自然もなんですが、私たちが今生きている、今のところまでたくさんのことを残してきてくれていて、各地域でそれを特徴としてPRして、この地域に人を呼び込んでということもさせてもらっているんですけども、なので、今おっしゃったように、今、私たちが生きている何十年後、何百年後に何をどうこの地域の特徴を伝えていけているのかなと思ったときには、やはり先ほど委員がおっしゃったように、何を伝えていくのか、背景はどんなことなのかというところはとても重要だなと思って拝聴しておりました。

1つ、質問になるんですが、よろしいでしょうか。不勉強で申し訳ありません、この大社基地のことについてなんですけれども、もちろんそのままの形で残っていれば、後世に伝えることも大きいと思うんですが、今もう現状、開発されていて、あと、コンクリートを残すという点においては、なぜコンクリートを残すのかなというところが純粹に質問でして、とても珍しい工法で造られていたのか、それともこれぐらいの規模の飛行場がここにあった意義が大きいのかとか、そういったところも知りたいなと思うのと、もう一つは、コンクリートも耐久性があるので、残したとしても、何年後まで安全に、人が歩いて安全なのかとかですね、特に児童相談所なので、お子さんも訪れることが多いと思います。遺跡は本当に大切なんですけれども、けがをするようなことがあってはいけないので、安全にやっぱり保存されていくべきかなと思うので、そういった、今は残せるけど、保存に対して予算も組んでいかないといけないと思いますので、その辺りで今、どういうふうを検討されているかというのを伺いたいなと思いました。

○会長 大社基地については、私が知ってる範囲だと、本当に戦争末期の最後の段階で慌てて造った飛行場だと思いますが、それなりに当時の万全を尽くして造ってて、コンクリートについては、特殊な、早く仕上がる工法で造ってると私は伺っております。それで多分、かつてこの審議会でもコンクリートの滑走路面は大事に残そうじゃないかと。私が最初に見たときは、ずっと残ってたので、これはすごいと思いました。

実を言うと、九州あたりだと、やっぱり海軍の秘密基地といいまして、熊本県の県南のほうでは、山の中に海軍の航空基地があるというので、それはまちおこしで県も協力して、地元の町がすばらしく史跡整備して、資料館も造って、観光地になって、大勢の人が見に来るといような、まちおこしにも有効に使われているということがあって、使い方によっては、私は、ここはそういうふうにもなるかなと思ったことがございます。

それから、近代遺跡については、私は近代遺跡の島根県での、何ていうか、取りまとめができてないので、評価できなかったということなんです、それはもうちょっと早くからやるべきであったと思います。例えば、福岡県なんかは、すばらしい近代遺産の報告書というものを立派に教育委員会でかなり前にもう出しているんですね。文化庁もそういった事業はずっとしておりましたので、それについては、急遽問題が上がれば、それについて至急に調査して、至急に結論を出すということをしていただくのが一番よかったかなと思いますけど、現在はずるずるとい形でこういう工法が来て、ただし、私はやっぱり、建物のところは今まで話聞いているとやむを得ないところあるかもしれないけれども、グラウンドとか駐車場はできれば残していただくのが普通の考え方だと思います。グラウンドの中の配管をできるだけ狭くしてもらおうとか、駐車場も工法をできるだけ考えていただいて、建物の間にある駐車場のところに地下に集水溝を造るとかですね、いろんなことを考えていただけるといいと私は個人的に思いますけれども。ただ、なかなか何か、もうちょっと教育委員会、頑張っていたきたいなという感じがするんですけども、そういった問題がちょっとあるのかなと。私は後から、今年になってから来た者なので、以前の経緯というものを知らないの、そういうふうになんかちょっと感じることもあります。まず、個人的な要望も含めて、ちょっとお話をしました。

○事務局 会長、よろしいでしょうか。

○会長 お願いします。

ちょっと先に、委員。

○委員 前回の委員会を受けて、教育委員会でもこの大社基地の重要性を認識されて、こ

ういうふうには協議していただいていることには感謝いたします。

ただ、残念ながら、現状ではこの図面を見る限り、大半が破壊されてしまうということで、もうちょっと粘って、担当者の方の御苦勞は重々承知してはるんですけども、松江歴史館なんかも、保存問題ありましたけど、盛土をするとかして、ベストではなかったですけども、保存する範囲を確保したりとか、そういう工夫があったと思うので、この部分に関しても、盛土をもう少しするとか、あるいは逆に、平屋であっても残せないのであれば、2階建てにして面積を狭めるとか、そういったことをもう少し交渉していただければ幸いです。

グラウンド、駐車場も今、会長がおっしゃったように、配管の部分とか、雨水貯留施設ということで、破壊されるのは、なかなか残念なところなので、引き続き、粘り強く協議していただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○会長 どうぞ、お願いします。

○事務局 委員の皆様方からいろいろな御意見、御質問などいただきました。事務局としては、12月に皆様からいただいた御要望を真摯に受け止めまして、今、実施設計進められておりますけれども、先ほど御説明申し上げましたように、可能なところで何とか、できる限り残してもらえないかということで調整を進めているところでございます。

一方で、やはり児童福祉施設ということもありますので、その辺の安全性のところとの兼ね合いはあるかと思えます。我々としては、文化財保護という観点がありますので、そこはしっかりと関係部局に伝えた上で進めていきたいと思っております。

また、近代遺跡の調査につきましても、これまでなかなか評価が足りなかったんじゃないかという御指摘、そのとおりだと思っております。現在、近代遺跡の調査を審議会の委員の先生の方にも御参加いただきながら進めているところでございます。7年度までということではありますが、しっかり調査も進めまして、何かしらの形を残していきたいと、その評価ができた際には、近代遺跡の保存についても考えていきたいと思っております。以上でございます。

○会長 よろしく願いいたします。これは出雲市が西のほうでは保存しようとしておられるので、やっぱり東のほうの県もある程度頑張っていたらありがたいなと。

○委員 いろいろと御尽力いただいているというような印象を受けますけれども、率直に言うと、ちょっと残念だというのが思いはあります。

質問は1つだけでして、次の機会といいますか、これ、どういう形で、審議会の委員に

状況について説明をするとおっしゃってるんですけども、どういうタイミングで我々はそれを聞くことになるのかということを知る範囲で教えていただければと思いますけれども。

○事務局 次回審議会を、年末あたりで考えております。我々としては、責任を持って関係部局と調整したいとは思いますが、その結果については、そちらで御報告を差し上げたいと考えております。

○会長 ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、時間が大分たってしまいましたので、続きまして、5番の大橋川河川改修事業地内「朝酌矢田Ⅱ遺跡」の取扱いについての説明をお願いします。

○事務局 大橋川河川改修事業地内の朝酌矢田Ⅱ遺跡の取扱いについて報告します。資料は25ページからになります。

当遺跡については、松江市の朝酌町地内に所在しまして、国土交通省が実施している大橋川の河川改修事業に伴って、令和2年度に島根県が調査を実施した遺跡になります。この大橋川の北岸にある遺跡からは、26ページ上段の写真1にありますように、ちょうど標高ゼロメートル付近になりますが、スロープ状に石が敷かれており、恐らく船の陸揚げ場などの可能性が考えられる遺構が確認されており、年代は7世紀後半から8世紀と考えられます。

また、写真2や次の27ページの図の赤枠に示しておりますように、オレンジになっているC区で見つっていますが、この周辺にも、部分的な試掘調査によって、東西方向にまだ広がっていることが分かっております。

この発見された、石が敷かれた遺構は、「出雲国風土記」に記載される朝酌渡と考えられ、県としては重要な遺構と判断して、これまで取扱いに係る調整等の対応を行っているところです。発見された重要遺構の評価につきましては、資料25ページにもありますように、①朝酌渡の位置が判明したことで、古代の道路のルートが明らかとなり、「出雲国風土記」記載の古代の役所や寺院などと照合できる事例として重要であると。この重要遺構は、②に、石敷きによる幅11メートル、長さ25メートル以上の大規模な官営の渡し場であり、同様の施設としては、当時、全国初の発見であり、文化財的価値は高いと考えております。

県としては、「出雲国風土記」記載の施設等については、これまでその多くを文化財として保護を図ってきていることから、重要遺跡として認識し、令和2年12月に調査成果

を公開した後に、調査を中断して、一旦埋め戻しをしております。そして、事業者である国土交通省に対して、遺跡の取扱いについては、今後別途協議を行いたい旨を令和2年度末に文書で通知しております。

その後、国土交通省と保存方法等を検討する上で必要な情報の収集や、意見交換を断続的に実施しているところです。前回の12月の審議会では、経過等については、今述べた内容まで説明しておりました。その後、令和6年2月に、重要遺構の現地保存について、検討を依頼する文書を国土交通省宛てに発出し、同年3月には、国土交通省から回答を受けております。

回答内容を説明いたしますと、当該の地域は、大橋川下流部の拡幅箇所であるとともに、斐伊川水系の下流部に位置しており、上下流の治水バランスの観点から、下流部の河川改修を行わなければ、広範囲にわたる洪水浸水リスクが解消されず、既に完成した上流部のダムや斐伊川放水路の効果も十分に発揮されないこととなり、現地保存には斐伊川水系河川整備基本方針の見直しを要するものですが、以上のことから、同基本方針の現時点での見直しはできないと判断しますとのことで、現地保存するための計画変更はできない趣旨の回答を得ているところです。

この改修計画が変更ができないのかできるのか、そういった検討内容について、国土交通省の出雲河川事務所作成の資料などを用いて、具体的に説明します。資料は28ページからになります。

そもそも大橋川の河川改修事業は、県民の生命と財産を守るため、大規模な治水対策の一環として計画されております。この大規模な治水対策事業は、昭和47年7月の洪水を契機として、その後、定められた斐伊川・神戸川の治水に関する基本計画に基づいて進められており、斐伊川・神戸川の治水事業の3点セットとも呼ばれております、上、中、下流でお互い治水機能を分担して、流域全体で治水の安全度を高める対策事業ということです。

3点セットと申しましたが、図1にありますように、上流の志津見ダムと尾原ダムの建設、中流の斐伊川放水路の建設と斐伊川本川の改修、そして3つ目が、下流の大橋川改修と中海・宍道湖の湖岸堤整備になります。図2にありますように、水流の量、水が流れる量をそれぞれ分担する計画に基づいて進められております。

ちなみに、上流の2つのダム、中流の斐伊川放水路の工事はもう既に完了しております、大きなところでは下流部分の工事が残っている状況になります。

29ページの図3は、昭和47年の豪雨災害の浸水範囲を示しております。が、非常に広範囲にわたるもので、現在の治水対策計画は、このような被害をなくす目的で進められてるということで、最終的な目標は150年に一度発生する規模の豪雨による洪水を安全に流す方針になっております。なお、先ほど申しましたように、現在、志津見ダムと尾原ダム、斐伊川放水路は完成しているところですが、図4にありますように、現段階の整備状況でもまだ広範囲の浸水被害が想定されている状況とのことで、下流部の大橋川改修事業を進めることが必要であると聞いております。

大橋川改修の具体的な計画については、図5を御覧ください。ここにある赤いラインが河川の拡幅計画ラインになりまして、ちょうど朝酌矢田Ⅱ遺跡付近は、この赤いラインの内側ですので、掘削して川幅を拡幅する範囲に現段階の計画では入っております。断面図にありますように、遺跡の付近は、最終的に幅170メートルの川幅が必要とのことです。次の31ページの図6、整備手順にありますように、朝酌矢田Ⅱ遺跡の付近は非常に狭いところで、狭窄部分とありますように、拡幅が必要な場所となっております。また、図6の薄い青色で塗られている箇所は、現段階でも昭和47年規模の洪水があれば、浸水する範囲とされております。

図7に大橋川改修工事の現在の状況を示しております。朝酌矢田Ⅱ遺跡付近については、対岸の南側は黄色い線で示されておりますように、工事が既に完了している箇所となっております。

これまで説明しました治水事業内容に基づいて、検討された結果については、32ページ、⑤工事計画変更の検討で、国土交通省との協議結果という形でまとめております。

案1としておりますが、まず、大橋川のそもそも改修工事を取りやめることはできないかということに対しては、先ほども説明しましたように、下流部の大橋川の改修なくしては、広範囲にわたる洪水被害リスクが解消できない、また、既に上流部で完成している2つのダムや放水路の効果が十分に発揮できないことにより、大橋川改修工事を取りやめることはできないとのことでした。朝酌矢田Ⅱ遺跡の重要遺構が所在する範囲については、洪水被害対策のためには大橋川の拡幅は必要であるとのことです。

拡幅は必要であるということはそうなのですが、何とか重要遺構の現地保存ができる方法はないのかということで、協議検討した内容が案2から案4になります。

まず、案2としているものは、重要遺構を島状というか、現地保存して、左岸、北岸を拡幅する内容になります。この案ですと、新たな用地取得が必要となって、さらに、拡幅

するという事で、集落そのものが消失する可能性があるため、地域の理解を得ることは極めて困難とのことです。

次に、案3とした内容は、重要遺構がある左岸、北岸を拡幅しないで、対岸にある右岸、南側のみをさらに拡幅することができないかという内容になります。ちなみに、先ほど申しましたように南岸は、既に施工済みの区間になります。この案ですと、もちろん新たな用地取得が必要となりますし、また、資料の32ページ下に参考として掲載した写真の左側になりますが、JRや国道9号ぎりぎりまで迫っておりまして、それらの設改良工事が必要になり、広範囲にわたる家屋移転も必要となり、地域社会への影響が大き過ぎるので、これも困難ということです。

最後に、案4としたものが、河道の拡幅の代わりに、現在の計画以上にさらに深く川底を掘削することで、治水機能に代えるという方法はできないかという案です。この案については、現段階の河道の掘削方針の変更も伴いますし、平常時の中海・宍道湖の汽水域という、そういった環境への影響がやはり懸念され、ヤマトシジミ等という、日本一の漁獲高を誇るものもありますけど、地元の理解が得られない可能性が高く、困難とのことです。ちなみに現段階の計画でも、30ページの図5の断面図にも載せておりましたが、河川改修を行う際の基準高より、マイナス3.5メートルまでの掘削にとどめており、川底をさらに深く掘削するという計画ではないということでした。

以上、説明しましたように、案2から案4のいずれの案についても、地域社会、地元への影響が大きくて、計画変更に伴う調整等には膨大な時間を要する可能性があって、事業の長期化は、周辺住民の理解を得ることは困難であることから、重要遺跡の現地保存は困難との結論となっております。

我々としては、一番最初に申しましたように、この「出雲国風土記」に記載された施設と考えられる重要遺構を、何とか現地で保存できる方策はないかと思うところではあります。これまでの国土交通省からの回答や協議等を得て、県としては現段階では、昨今の短時間に大雨が降って、災害が発生している、そういった気象状況も考慮し、さらに、県民の生命と財産を守る事業の目的や公益性の観点からも、事業の長期化を招きかねない計画変更は非常に難しい状況であると認識しておりまして、重要遺構の現地での保存は難しいと今考えているところです。最終的には、保存方法に対する方向性を決定した上で、年内を目途に国土交通省へ、回答する予定としております。

なお、どうしても現地での保存が難しく、最終的に記録保存の調査を実施することに

なった場合、県としては現地で保存ができない代わりに何らかの代替措置について、関係機関と協議をしていきたいと考えているところです。

以上で説明を終わります。

○会長 ただいまの大橋川の河川改修事業地内の朝酌矢田Ⅱ遺跡の取扱いについて、御意見、御質問ございませんでしょうか。

○委員 非常に重要な遺跡であるということはもう間違いない、明白なことなわけですが、一方で、遺跡の保存と治水という問題があって、非常に悩ましいということで、教育委員会でも御苦労されているということは理解できました。

今、C区が発掘調査されたわけですけど、その隣のG区、H区も今後調査されていくんだと思いますけども、もしかしたら栈橋とか、そういった構造物が出てきたりとか、そういったことも予想できますし、島根県の調査ですので、しっかりした調査をされるんだと思いますけども、専門家の御意見なんかも聞きながら、しっかりした発掘調査を尽くしていただきたいということと、地元の方に対して、この遺跡についてどれぐらい理解が広がっているのかという、これだけの貴重な遺跡ですので、もっと地元の方も、1,300年前から残っていた、こういった遺跡があるんだということを周知していただくような講演会ですとか、現地説明会ですとか、それから、古代出雲歴史博物館にも朝酌のジオラマの展示がありますけども、ああいうところでもニュース展示などをやっていただいて、いろんな人にこの遺跡の重要性を知っていただければと思います。以上でございます。

○会長 今の点、いかがでしょうか。

○事務局 貴重な御意見ありがとうございます。調査でできることは尽くしていく、もちろんそうさせていただきたいと思っておりますし、地元住民の方も、そういったものがあったということは誇りに思っておられるようですので、講演会とか、現地説明会というのは今後考えていきたいと思っております。

○会長 これは、今のお話を伺っていると、現地での保存は難しいみたいなことで、やむを得ないかなという感じになるんですが、それと記録保存の間に、私は移設保存があるのかなと思ってるんですけども、どこかに移設する、あるいは、私は川底でもいいと思ってるんですけど、レベルを下げた。どこかに移設して保存するということは考えにくいでしょうか。

○事務局 最後に言いましたけど、何らかの代替措置というところで、関係機関とそういったことも含めながら検討していきたいと思っているところです。

○会長 ほかにいかがでしょうか、御意見、御質問、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの議論を踏まえて、これからできるだけ重要遺跡の保存に向けて、頑張っていたいただければと思います。

それでは、続きまして、これから非公開の報告事項となりますので、今おられる傍聴者、報道関係者の方は御退室いただきたいと思います。どうぞ御協力よろしく申し上げます。

非公開報告事項 事務局説明（島根県指定文化財の指定について）

====ここから非公開=====

====ここまで非公開=====

○事務局 それでは、閉会に当たりまして、事務局から御挨拶申し上げます。

○事務局 本日は、お忙しい中、長時間にわたり熱心に御議論いただきまして、様々な御意見を賜り、誠にありがとうございました。

本日お話しいたしましたものの中で、例えば旧大社基地関連施設群の主滑走路跡地の取扱い、また、朝酌矢田Ⅱ遺跡のことなどについて、引き続き、関係機関との調整状況など、御報告してまいりたいと思います。

委員の皆様方には、引き続き御助言、御指導を賜りたいと存じますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

次回の審議会につきましては、12月末頃の開催を予定しております。また近づきましたら、日程調整をさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

○事務局 それでは、本日の島根県文化財保護審議会は以上をもって終了いたします。長時間の御審議ありがとうございました。